

同一世帯員以外の住民票の写しを申請する場合の必要書類

住民基本台帳法の一部改正が平成 20 年 5 月から施行されたことにより、本人又は同一世帯員以外の方の住民票を請求する場合には、次のような書類が必要になります。交付される住民票の写しは、基礎証明事項（氏名、出生年月日、性別、住民となった年月日、住所、住所を定めた年月日、届出年月日、従前の住所）に限られます。

◎住民票の写し等交付申請書

○市役所市民課又は市民窓口事務所備付けの用紙を持ち帰って作成するか、独自の様式で作成します。

○申請書に記載すべき事項

- 1、申出者の氏名、住所（自署したもの、代理人の場合は代理人の自署）
法人の場合は、申出者の名称、代表者（又は管理人）の氏名、主たる事務所の所在地、
法人の代表者印の押印（委任状がある場合は不要）
- 2、申出の任に当たっている者の氏名及び個人の住所（法人の場合は社員、事務員等のもの）
- 3、申出対象者の氏名、住所
- 4、利用の目的

法律の規定で申請が出来るのは、次の（1）～（3）の場合で、具体的な理由の記入が必要です。
このため、単に「債権回収・保全のため」といった抽象的な理由では足りず、住民票のどの部分をどのような目的で利用するかがあきらかとなる程度の記載が必要です。

（1）自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の写しを確認する必要がある場合

○権利義務の発生原因及び内容、

○権利の行使又は義務の履行のために住民票の写しの記載内容の確認を必要とする理由

（例）・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）が債権の回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合

・債務者（生命保険会社、企業年金等）が債務の履行（満期となった生命保険金、年金等の支払い）のために、債権者本人（被保険者、年金受給者等）の住民の写しを取得する場合

（2）国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

○提出すべき国・地方公共団体の機関の名称、○提出を必要とする理由

（例）・相続手続きや訴訟手続きなどに当たって法令に基づく必要書類として、関係人の住民票の写しを取得する場合

（3）その他、住民票の写しを利用する正当な理由がある場合

○住民票の写しの利用目的及び方法、○利用を必要とする理由

ケースにより、個別具体的に判断しますのでご相談下さい。

◎委任状（代理人の場合）

申出者が法人のとき 代表者以外の者が申出の任に当たっているとき 委任状及び社員証の提出

申出者が個人のとき 本人（同一世帯員）以外るとき 委任状（身体不自由で委任状が書けないときはその状況を示す身体障害者手帳、医師の診断書等）

15歳未満の子どもの法定代理人（子どもの親）のときは戸籍謄本（15歳以上の子どもの場合は親でも委任状が必要）、成年後見人のときは登記事項証明書

◎本人確認書類（免許証等）

申出者本人が請求の任に当たっている場合は本人、代理人（又は社員等）が請求の任に当たっている場合は代理人等の方について、本人確認を行います。

○確認方法：住基カード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した写真付きの免許証、許可証又は資格証明書等であって、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するために市長が適当と認める書類を提示する方法、又は市長が適当と認める方法（不明なときはご相談下さい。）

◎住民票の写しの利用目的を証する疎明資料の提出（申出対象者本人から委任状があれば不要）

（1）自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために住民票の写しが必要な場合

○権利義務の発生原因となる当事者間の契約書の写し（債務者の氏名や債務の種類、債権金額が明示された書類）、伝票、契約申込書の写し等

○現在の滞納状況や債権金額が明示された書類（債権残高証明書、催促状など）。ない場合は債権者側で作成した誓約書、事情説明書など。

○申出対象者が所在不明であることを示す戻り郵便物等（郵便物の返戻がない場合は事情説明書又はその事情の記入された交付請求書）、

○契約時と異なる住所の場合は申出住所と契約書類等の住所とのつながりを示す書類（前住所地の住民票の写し等）

（2）国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

相続手続きの場合は被相続人と申出者及び対象者が相続関係にあることを示す戸籍謄本等（沼津市備付けの戸籍簿等で確認できる場合は不要）、訴訟手続きの場合は訴状の写し等、破産手続き等の場合は破産申立書の写し等

（3）その他、住民票の写しを利用する正当な理由がある場合

ケースにより、個別具体的に判断しますのでご相談下さい。

※住民票の写しの交付請求書は、沼津市個人情報保護条例により、自己情報開示請求の対象になります。（申出者側の個人情報を除く。）